

コロナ禍での相続で直面する課題

コロナ禍での相続手続き

新型コロナウイルス感染拡大で社会が変容し、長距離の移動が制限され「密」を避けるために『葬儀』でさえ、親族が集まるのが当たり前ではなくなりました。

また、被相続人が他界した際、このコロナ禍の影響から、葬儀全般、納骨、遺産整理に至るまで、同居していた親族のみに大きな負荷がかかるケースが急増しています。

そのような状況下で国税庁では新型コロナウイルス感染症拡大を受け、相続手続きをサポートする



相続診断士
石本 導彦

意味合いで「申告・納付期限延長申請」を認めています。ただし、この申請を活用するには期限延長を申請する相続人全員が「災害による申告、納付等の期限延長申請書」を作成する必要があります。また、相続税の申告は、自動延長ではなく申請手続きが必要になることにも注意が必要となります。

相続財産の時価変動

有価証券の遺産分配は値動きがあるため大きな課題の一つです。

上場株式などの有価証券の相続税評価額の算出基準は、相続開始時の価格、またはその前数カ月の価格です。そのため、相続開始後に『名義変更』して相続人自身の財産となったときには、株価が大きく上下し、財産額も大きく変動する可能性があります。

コロナ禍での相続に着目すると二〇二二年三月に、国内での新型コロナウイルスの感染拡大の影響

相談事例のご紹介

不動産を「同居の子」に相続するための大切な三つの生前対策

ご依頼者

田中真一さん（仮名） 七十一歳 男性

ご依頼内容

同居している次男夫婦に自宅を相続したい。

対応内容

- ・ 遺言書の作成を提案
- ・ 財産目録の作成と現時点での相続税評価試算を提案
- ・ 生命保険への加入検討

エピソード

昨年、ご依頼主の奥様が他界され、現在は次男夫婦と同居しています。継続して自宅に住んでもらうため、不動産（自宅）を次男に相続したいと考えるようになりましたが、三人兄弟であり、可能な限り争ってほしくないとのこと意向です。財産は自宅以外に、現金と有価証券があります。「争族」回避のための『遺言書』の作成を提案し作成しました。また、相続の専門家と連携し『財産目録』を作成、長男と三男へは不動産以外の相続を想定し、不足分の現金については『生命保険』の活用を検討します。

もあり、株価が大きく下がりました。その直前に相続が発生し、遺産分割協議で株式を相続したものの、相続した株式の時価がコロナ前から半減となったケースがあります。

相続人の間には当然利害関係が生じるため、相続人全員の合意が必要な遺産分割協議の『再協議』は困難で、このケースの場合は実現しませんでした。

コロナ禍の『相続』には「被相続人の同居人に過大な負荷がかかる」「相続人が集まらない」「手

続きに想像以上に時間がかかる」という三つの課題があります。

『相続』が『争族』にならないために、一層の早期対応が必要ですがそのためには、自分の意思を「遺言書」で生前に明確にすること、そして、親族が離れて暮らしている場合は、手続き面については信頼できる専門家に依頼することも時間短縮に繋がります。

日本相続サポートセンターの信頼のおける専門家に、ぜひご相談ください。



任意後見人が代理してできる代表的なことをお伝えします。

任意後見人が本人の代わりにできることは、どんなことがあるのでしょうか。

「任意後見制度」は、信頼できる人に任意後見人として、将来、本人の判断能力が衰えたら、自分の財産の管理や介護サービス等の契約を行ってもらう制度です。

任意後見人ができることは、おもに本人の「財産管理」と生活を維持するために「必要な契約等」をすることです。

任意後見の代理権目録に記載のない事項については、代理行為はできません

預貯金の管理

本人の財産管理として預貯金の管理を行います。そのために、まず金融機関に連絡し、預貯金の名義変更の手続きを行います。

年金の受領

年金の受領や変更等の手続きをします。年金を受取る金融機関を変更することもできます。

福祉関係の契約

施設への入所が必要になった場合、親族と相談の上で本人に合う施設探しから始めます。施設が決まったら、入所手続きや費用等の支払いをします。

介護認定の申請

身体の状態が衰えたら、公的介護保険サービスを受けられるように、要介護認定の申請をします。

各自治体の、本人が受けられる補助金や手当て等の行政手続きも任意後見人が行います。

遺産分割協議

本人が相続人となった場合は、任意後見人は本人に代わり遺産分割の話し合いに加わります。

医療契約の締結

病院への入退院の手続きをします。しかし、手術や治療の際の医療行為の同意は親族以外の任意後見人にはできません

商品の購入や契約

介護用ベッドや補聴器の購入等も行います。本人のために購入したものは必ず領収証をもらい、出納帳を作成するために保管します。

【まとめ】

任意後見人は、契約書に記載されていること以外は、本人に代わって代理行為はできません。

任意後見人に何をお願いするかは、日本相続サポートセンターに相談し代理権目録に具体的に記載しておくことが大切です。



勝司法書士法人
代表社員
勝 猛一



任意後見のYouTube

日本相続サポートセンター

相続・成年後見・遺言・相続税・資産・事業承継・ご葬儀のことなど、司法書士・税理士・弁護士・ファイナンシャルプランナー・資産活用アドバイザーなど各分野の専門家をご相談に応じます。

志と想いを共有した専門家たち

私たちは、あなたの『想い』をカタチにしていくお手伝いをします。



税理士
角田 祥子



相続診断士
石本 導彦



司法書士
勝 猛一



相続対策専門士
迫中 智信



葬祭経営士
松村 康隆



行政書士
山下 博正



弁護士
和氣 良浩



フリーアナウンサー
子守 康範

こんなお悩み
ありませんか？

- ✓ 相続税について専門家に相談したい・相続でもめるかもしれない
- ✓ お葬式の進め方・終活、何から始めれば良いの？
- ✓ 頼れる人がいない場合の身元保証
- ✓ 認知症になる前に、後見契約するには？